

鳥取県土地改良事業測量作業規程

鳥取県土地改良事業測量作業規程は、令和3年2月1日付国国地第96号により承認された農林水産省農村振興局測量作業規程を準用する。

この場合において、第1条中「農林水産省地方農政局が行う測量」とあるのは「鳥取県が行う土地改良事業にかかる測量」と読み替えるものとする。附則中「令和3年2月3日」とあるのは「令和3年2月25日」と読み替えるものとする。